

1 (4) 閲覧・謄写・交付

書類の電子データ化，発受のオンライン化
(1(4) 閲覧・謄写・交付)

考えられる方策

- ① 電子データである証拠等の「閲覧」・「謄写」・「交付」について，オンラインによりこれを行うことができるものとする。
- ② セキュリティ確保の観点から，①の「閲覧」等について技術的基準に関する規律を設ける。

【検討課題】

1 必要となる法的措置

- 証拠等の「閲覧」等をオンラインで行うための法的措置
 - ・ 「閲覧」・「謄写」について，電子データである証拠等を対象とするために，法的措置が必要か。
 - ・ 電子データである証拠等の「閲覧」・「謄写」及び証拠一覧表の「交付」をオンラインで行うことができることとするために，別途法的措置が必要か。

2 セキュリティ確保のための方策

- 法的措置
 - ・ セキュリティ確保の観点から，技術的基準に関する規律を設けるか。
 - ・ どのような規律とすべきか。

3 対象とする証拠等の範囲

- 対象外とすべき証拠等についての規定の要否
 - ・ オンラインによる閲覧等の対象外とすべき証拠等についての規定を設ける必要があるか。

4 その他

【関連条文】

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第四十条 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第四十九条 被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

② 弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

③ 日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

④ （略）

第一百八十条 検察官及び弁護人は、裁判所において、前条第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

③ 被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、第一項の書類及び証拠物を閲覧することができる。ただし、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七十条 検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

② 前項の規定にかかわらず、第一百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

② （略）

第三百十六條の十四 検察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察

官請求証拠」という。)については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
 - 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
- ② 検察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があつたときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。
- ③・④ （略）
- ⑤ 検察官は、第二項の規定により一覧表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至つたときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至つた証拠の一覧表の交付をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第三百十六条の十八 被告人又は弁護人は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁規則32号）

第五十条 弁護人のない被告人の公判調書の閲覧は、裁判所においてこれをしなければならない。

- 2 前項の被告人が読むことができないとき又は目の見えないときにすべき公判調書の朗読は、裁判長の命により、裁判所書記官がこれをしなければならない。

第三百一条 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、日時、場所及び時間を指定することができる。

- 2 裁判長又は裁判官は、訴訟に関する書類及び証拠物の閲覧又は謄写について、書類の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、裁判所書記官その他の裁判所職員をこれに立ち合わせ、又はその他の適当な措置を講じなければならない。